

# ぶっどんじですか？ くわしい年金知識

Q. お尋ねします

4月から見直しになったり、新しく始まるのはどんなことですか？

A. お答えします

まず、見直しとなったことは・・・

国民年金保険料の引き上げ  
平成17年度保険料1万3千580円になります。

割引額が増えます  
平成17年度分の保険料を

一括して全納すると現金払いでは、2千890円の割引、口座振替では、3千420円（530円増）の割引となります。（6カ月全納も口座振替が有利です。）

第3号被保険者届出の特例措置

平成17年3月以前の第3号被保険者期間に該当する期間のうち未届出期間は、平成17年4月以後に社会保険事務所へ届出をすれば保険料納付済期間に算入され

新しく始まることは・・・

30歳未満の人に対する

国民年金保険料納付猶予制度

30歳未満で本人および配偶者の所得が一定以下であれば、申請により保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予された期間は年金の受給資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

ただし、納付猶予期間中に障害の状態になったり、死亡した場合には、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されます。

納付猶予期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができます。

この納付猶予制度は平成27年6月までの特例措置です。

特別障害給付金制度創設  
国民年金制度の発展過程

において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を支給していない障害者の方を対象とした福祉的措置です。

対象者

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者で

あって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方

支給額

1級 月額 5万円  
2級 月額 4万円  
特別障害給付金について、詳しくは、広報くまの4月号で、お知らせします。

問合せ先

住民課保険年金係  
820-5604  
253-7710  
(住民課)

## 振り込め詐欺にご注意!!

「振り込め詐欺」とは、なりすまし(オレオレ)詐欺事件、架空請求詐欺事件、誘拐等を偽装した恐喝事件、融資保証詐欺事件を総称したものを言い、平成16年中に広島県内だけでも1,188件も発生し、被害総額は7億3,000万円にもものぼっています。

あわてるな

振り込む前に 相談を

「こちらは 警察署交通事故係の ですが、息子さん(ご主人さん等)

が交通事故を起こしました。相手は示談を要求しています。あなたが代理人になって示談すると逮捕されないで(罰金を払わないで)済みます。すぐに次の口座に振込みを・・・。

警察が示談金を支払うよう斡旋することはありません。

こんなときは・・・

- ▶ 本人・家族・関係者と連絡をとり、振り込む前に事実確認をしましょう。
- ▶ 相手の所属・氏名・電話番号を確認しましょう。
- ▶ 不審と感じたら、警察や第三者に相談しましょう。

架空請求のハガキや

メールに対しては

身に覚えのない請求に対して支払う義務はありません。

- ▶ 慌てない、連絡しない、無視する
- ▶ 個人情報相手を相手に知らせない
- ▶ 再三の電話やメールは着信拒否
- ▶ 万が一取り立てに来ることがあれば110番

問合せ先 海田警察署生活安全課

820 0110  
(生活環境課)